

「安平町まちづくり基本条例」が 施行されました

問合せ 企画財政課企画グループ ☎②2751

「まちづくり基本条例」と 町民参画推進条例など

関連条例の施行

昨年12月に公布した「まちづくり基本条例」と、この基本条例を根拠として併せて公布された3つの条例が12月26日に施行となりました。

①まちづくり基本条例

安平町の憲法的な位置付け。行政・町民・議会がそれぞれの役割を担いながら、みんなが参加して「まちづくり」を進めるためのルールが書かれています。

(広報あびら 昨年の9〜12月号で紹介しました。)

②町民参画推進条例

まちづくりへの町民参画と協働に向けて、行政が実施する施策のうち、町民生活に大きく関連するものを企画・計画する場合には、事前に町民が参画し、意見や提案が行える制度をルール化しています。

町民参画事業として「あびら夢・未来100人町民フォーラム」を開催

町民の町政への参画を推進するという「まちづくり基本条例」の基本的な考えに基づき、町民参画推進条例では、町民の皆さんの意見を町政に反映させるための方法や手続を定めています。条例の施行に先立ち昨年11月、町民からの意見聴取の手続の一つとして定めた「ワークショップ」という手法を使って、現在町が建設を計画している「道の駅」を題材に、「あびら夢・未来100人町民フォーラム」を開催しました。

